

第3節 用途別審査要領

第1 社会福祉施設及び病院に対する防火安全対策 ◆

障がい者及び高齢者が入所する社会福祉施設及び病院（以下「社会福祉施設等」という。）は、自力避難の困難者が多数建物内に存在する特殊性から、人命の安全確保を最優先に考え、出火、延焼拡大の防止、避難時の安全確保及び消防用設備等の設置に係る基準を具体的に定め、次により指導するもの。

なお、法令基準は人命安全確保のための最低限の要求であり、本指導基準はさらなる防火安全対策を講ずることにより、法令の目的を達成しようとするものであり、管理権限者の理解と協力のもとに安全対策を進めることを念頭において指導するもの。

1 指導対象

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 令別表第1(6)項イ(1)～(3)に掲げる病院等及び(6)項ハ、(6)項ロに掲げる社会福祉施設
- (2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で前(1)の用途に供する部分
- (3) その他これらに類する防火対象物

2 指導要領

(1) 出火防止対策

ア 火気使用設備及び器具の管理

- (ア) 入所・入院患者の入室している居室（以下「入居室」という。）内では、原則としてストーブ等の裸火は使用しないものとする。
- (イ) 火遊びや悪戯を防止するため、入所者のマッチ、ライター等の持ち込みを必要最小限とすること。

イ 喫煙管理

- (ア) 対象物内で喫煙する場合は、入居室以外の専用の喫煙場所を設けること。
- (イ) 喫煙場所はその他の部分と区画し、必要に応じて「喫煙所」または、「禁煙」である旨の掲示（図記号を含む。）を行うこと。

ウ 厨房の出火防止対策

厨房設備については、条例第3条の4によるほか次によること。

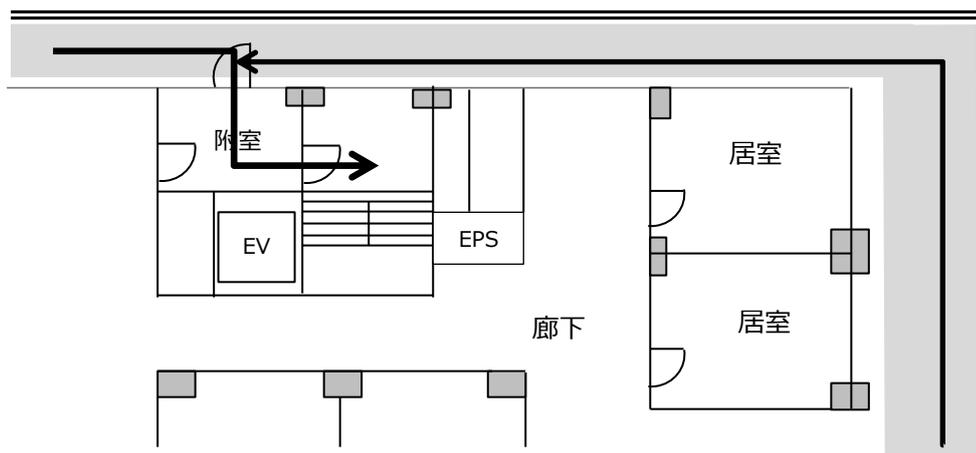
- (ア) 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備が設置されていない対象物については、電気等を熱源とする電磁誘導加熱式調理器具等とすること。
- (イ) 揚げ物に使用する調理器具については、調理油過熱防止装置付とするもの。

エ 放火防止対策

- (ア) 休日、夜間等においては、出入口を特定し、出入りする者に対する監視を行うこと。

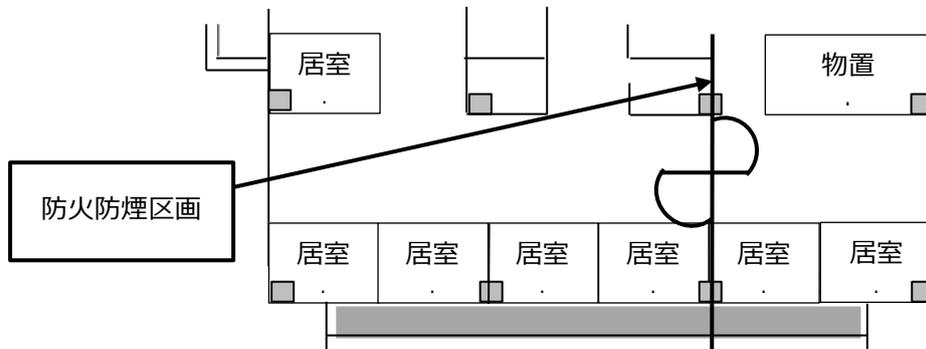
- (イ) リネン室、倉庫、器材室、薬品庫及び常時使用しない病室等は施錠をすること。
- オ 危険物品等の管理
 - 消毒用アルコール等の引火性の高い危険物の保管、小分けは、火気のない専用の部屋で行い、保管場所は施錠すること。
- (2) 延焼拡大防止対策
 - ア 防火区画等
 - (ア) 手術室、分娩室及び重症患者集中治療看護室は、出火時に患者が早期に避難できないことから、防火区画すること。
 - (イ) 火気使用室並びに室の面積が4㎡以上のリネン室及び倉庫等は、不燃区画（第9「令第8条に規定する区画等の取扱い」6で定める不燃区画をいう。なお、スプリンクラー設備が設置されているものについては、開口部は不燃性のものとする）とすること。
 - (ウ) 建基令第114条第2項に定める防火上主要な間仕切り壁に設置する室等の出入口等の開口部は、不燃性の扉（自動閉鎖式装置付のものに限る。）とすること。
 - イ 内装制限
 - 入居室及びその他の居室は、壁及び天井の室内に面する仕上げを準不燃材料とすること。
 - ウ 防災製品の使用促進
 - 寝具類（敷布、カバー類、布団類、毛布類）は、防災製品を使用すること。
- (3) 避難、消防活動対策
 - ア バルコニー等の設置
 - (ア) 避難階以外の階に入居室を有する社会福祉施設等は、原則として連続式のバルコニーを設置し、かつ、バルコニーから避難施設に通ずるようすること。

(第1-1図参照)



第1-1図 避難階段に通ずるバルコニー

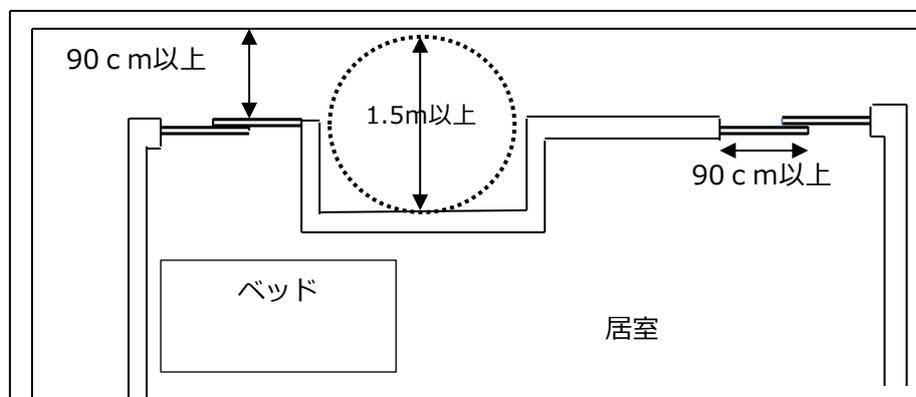
- (イ) 建物形態により、連続式のバルコニーを設けることが困難な場合は、バルコニーを介して他の防火区画に水平避難ができるもの（第1-2図参照）、又はバルコニーから直接地上等への避難ができる二方向避難を確保することで部分的なバルコニーとすることができる。



第1-2図 他の防火区画に通ずるバルコニー

- (ウ) バルコニーの有効幅員は、90 cm以上とし、車椅子が転回することができる2以上のスペース（有効幅員 1.5m以上）を設けるとともに、入居者等のバルコニーへの出口の幅員も車椅子が通行できるよう90 cm以上とすること。

（第1-3図参照）



第1-3図

イ 段差の解消

避難通路の床には、段差を設けないものとする。ただし、やむを得ず段差を設ける場合にあっては、おおむね2 cm以下とする。

ウ 水平避難の確保（スプリンクラー設備が設置されているものを除く。）

各階毎に水平避難が可能ないように、ゾーン区画を行うこと。

(前ア、(イ) 第1-2 図参照)

なお、ゾーン区画は、耐火構造の壁、床及び防火戸等で区画し、次の措置を講ずること。

(ア) 区画壁の部分には、できる限り配管、ダクトの貫通をしないこと。

(イ) 区画された各ゾーン内に避難施設を1箇所は設けること。

(ウ) バルコニーのみで水平避難を行うものは、バルコニーに面する開口部を防火設備とすること。

※ 水平避難とは、同一階においてブロックごとのゾーン区画に分け、1つのゾーン区画から次のゾーン区画へ避難することをいう。

エ 入所、入院者の管理

入所、入院者のうち自力歩行困難者は、原則として避難階に入居させること。ただし、それが困難な場合は、避難施設の直近又はバルコニーに容易に避難可能な居室に入居させるよう配慮すること。

オ 火災時の施錠

入所、入院者の状況から、各居室等及び避難口（バルコニーに通ずる出入口を含む。）を施錠している施設にあっては、自動火災報知設備と連動し、解錠する装置又は、宿直室等から遠隔操作により一斉解錠できる機構とすること。

(4) 消防用設備等の充実・強化

ア スプリンクラー設備の設置を要しない社会福祉施設等についてもスプリンクラー設備の設置をすることが望ましい。

イ 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備を設置する場合は、易操作性1号消火栓又は2号消火栓とすること。

ウ 自動火災報知設備の設置

(ア) 受信機を設置しない寮母室、ナースステーション等には副受信機を設置すること。ただし、設置ができない場合は、受信機の設置場所との間で相互に連絡できる措置を講ずること。

(イ) 感知器、受信機等には非火災報対策を講じること。

(ウ) 聴力の障がい者が入居する社会福祉施設等については、施設の実態に応じて自動火災報知設備の作動と連動して閃光を発するランプの併設等を行うこと。

(エ) 就寝の用に供する居室の感知器は煙式のものとする。

エ 消防機関へ通報する火災報知設備と自動火災報知設備の連動

(ア) 非火災報及び誤作動と判明したときは、直ちに消防機関へその旨を通報すること。

(イ) 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

オ 避難器具の種類

避難器具を設置する場合には、令第25条第2項第1号の表に掲げるもののうち、すべり台又は避難橋を設置すること。ただし、設置が困難な場合は、自力避難の困難等を考慮し救助袋とすること。

カ 誘導灯の設置

視力又は聴力の障がい者が入居又は入院している社会福祉施設等の主要な避難口(直接地上に通ずる出入口及び直通階段の出入口をいう。)に設ける誘導灯は、点滅型誘導音声装置付誘導灯とすること。ただし、非常放送設備を設置した防火対象物については、非常放送設備の音響装置の鳴動と重複しない措置を講ずること。

キ その他

厨房設備等にはガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)に定めるガス漏れ火災警報器を設置すること。